

※今回から個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
令 和 年 月 日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いいたします。

また、令和元年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る令和2年3月19日（木）及び3月26日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。

この研修は、これまでの政治資金監査で見られた誤りの事例を踏まえ作成した演習問題を通じて、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説を行うなど、実際の政治資金監査において役立つ内容となっております。

貴殿におかれては、この研修に積極的に参加いただくようお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書（案2）

※2年連続で個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
令 和 年 月 日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した平成29年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、昨年文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび2年連続で、平成30年分に関する関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いいたします。

また、令和元年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る令和2年3月19日（木）及び3月26日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。

この研修は、これまでの政治資金監査で見られた誤りの事例を踏まえ作成した演習問題を通じて、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説を行うなど、実際の政治資金監査において役立つ内容となっております。

貴殿におかれては、この研修に積極的に参加いただくようお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した《 ※ 》の収支報告書に係る政治資金監査に関して、これまで《①2年 ②3年》連続で文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび平成30年分に関しても、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いいたします。

また、令和元年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る令和2年3月19日（木）及び3月26日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。

この研修は、これまでの政治資金監査で見られた誤りの事例を踏まえ作成した演習問題を通じて、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説を行うなど、実際の政治資金監査において役立つ内容となっております。

貴殿におかれては、この研修への参加を強く推奨します。

【 ※ は、該当する年により書き分け】

①平成28年分及び平成29年分

②平成27年分、平成28年分及び平成29年分

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書の別紙（案）

※誤りの事例により、政治資金監査報告書又は収支報告書に係る指摘事項を書き分け

(別紙)

○ 政治資金監査報告書に係る指摘事項

●政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・政治団体名の記載不備があった【別添●】
- ・根拠条文が誤っていた【別添●】
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった（徴難明細書に係る支出があるのに徴難明細書が存在しなかった旨の記載）【別添●】

【今後留意いただくべき点】

- 適確な政治資金監査の実施のためには、「政治資金監査報告書チェックリスト」の活用が効果的です。今回の指摘事項については、「政治資金監査報告書チェックリスト」番号2【国会議員関係政治団体の名称】、番号7【(1) 定期分の根拠条文】、番号14【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】に基づき、適切にチェックがなされていれば誤りを防ぐことができたものと考えられます（詳しくは同封のチェックリスト抜粋版の項目をご確認願います）。
- 具体的なポイントについては、「令和元年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料（実務向上研修）」の●ページをご確認願います。
- 「政治資金監査報告書チェックリスト」については、同封した「個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ」の参考3として添付しているほか、当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（令和元年7月改定版）にも掲載していますので、改めて確認してください。

※（別紙）の続き

○ 収支報告書に係る指摘事項

●政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・収支報告書上に金額の不整合があった【別添●】
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の金額の記載誤り）

【別添●】

【今後留意いただくべき点】

- 適確な政治資金監査の実施のためには、「政治資金監査チェックリスト」の活用が効果的です。今回の指摘事項については、「政治資金監査チェックリスト」番号 12【会計帳簿と領収書等との突合】、番号 22【収支報告書と会計帳簿との突合】、番号 23【収支報告書の検算】に基づき、適切にチェックがなされていれば誤りを防ぐことができたものと考えられます（詳しくは同封のチェックリスト抜粋版の項目をご確認願います）。
- 具体的なポイントについては、「令和元年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料（実務向上研修）」の●ページをご確認願います。
- その他、収支報告書上に計算誤りがないかどうかを適確に検算して確認するとともに、すべての支出について、収支報告書の記載事項と領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）で不整合がないかどうかを適確に確認願います。
- 「政治資金監査チェックリスト」については、同封した「個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ」の参考2として添付しているほか、当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（令和元年7月改定版）に掲載していますので、改めて確認してください。

（参考） ※（参考）は、監査報告書・収支報告書に係る指摘事項で共通の内容とする。

- 当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他に指導・助言の対象とした事例等を紹介しています。
- 追加で実施する「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」においては、これまでの「登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言」の取組で明らかになった誤りの事例を重点的に取り上げるとともに、実際の政治資金監査においてよく見られる誤りの事例や演習問題による実践的な研修を行うこととしています。

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項目	確認	該当なし
基本的な確認			
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
7	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））

2 監査の結果			
14	【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

政治資金監査チェックリスト

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第2号に掲げる事項				
12	【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第3号に掲げる事項				
22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>